

日常の心がまえ

1. 自主自律の校訓に基づき、自己の向上をめざして努力する。
2. 自分と同等に他者を尊重し、礼を失わないよう心がける。
3. 互いの人権を尊重しながら、いじめは許されない行為としての認識を持って行動する。
4. 集団生活を行う上で、常に身の回りの生活環境を整え、整理整頓を怠らない。
5. 責任ある行動を心がけ、良好な人間関係を構築するように努力する。

生徒心得

【一般諸注意】

1. 学習上必要のないものは、学校に持参しないこと。
2. 登校後、止むを得ず校外に出る必要が起った場合、必ず担任の先生の許可を得ること。
3. 自己の持ち物については、自らの責任で管理すること。
4. 不必要に多額の現金を持参しないこと。また、生徒相互の間での金銭の貸借はしないこと。

【教室・用具使用の責任について】

5. 部活動などで教室や学校施設を使用する場合は、関係の先生（教室責任者）の許可を得、丁寧に利用し、使用後の整理整頓に責任を持つこと。
6. 施設・設備は大切に取扱い、万一誤って破損・紛失した場合は、直ちに関係の先生に届け出ること。

【携帯電話について】

7. 授業中の使用については厳禁とする。使用した場合は預かりなどの指導をする。休み時間中の携帯ゲームの利用は禁止とする。また、使用については、ルールとマナーを守ること。

【懲戒に当たる禁止事項】

8. 下に挙げる行為は、懲戒等の嚴重指導の対象となる。
 - ・ 考査中の不正行為 ・ 飲酒・喫煙 ・ 暴力行為 ・ 迷惑行為また人権上問題となる行為（SNS等を含む）
 - ・ 窃盗、その他の破廉恥行為 ・ 故意による施設等の破壊・汚損・濫用行為 ・ 学校運営を阻害する行為
 - ・ 原付自転車、電動キックボード、自動二輪等による登下校、等々。

【学校生活に関する届け出事項】

9. 遺失物（盗難を含む）、拾得物は生徒支援部の担当教員に届け出ること。
10. 校内で掲示・貼紙・ビラ配付を行うときは、事前に生徒自治会に届け出て許可を受けること。
11. 住所・緊急連絡先等に変更があった場合は、担任の先生に速やかに届け出ること。
12. アルバイトは原則として禁止するが、特別な事情のある場合は担任の先生に相談すること。